

平成15年第2回教育委員会臨時会記録

平成15年3月24日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成15年3月24日(月)午前8時48分～午前9時28分
(秘密会)

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝
庶務課長 佐藤 博継
指導室長 工藤 豊太

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第18号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告)

区立小・中学校校長・教頭等の人事異動について(平成15年4月1日付)

委員長 ただいまから、第2回教育委員会臨時会を開催します。

本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のように、議案、報告とも人事案件となっておりまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条」によりまして、会議を非公開とさせていただきますがいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議がないようですので、会議を非公開といたします。

初めに議案第18号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 議案第18号「教育委員会幹部職員の任命について」をご説明いたします。この議案については朗読をいたします。

教育委員会幹部職員及び教育機関の長の任命について、左記のとおり任命する。平成15年4月1日付。

新任職、教育委員会事務局学務課長。氏名、大藤健一郎。前任職、区民生活部地域課長。

教育委員会事務局施設課長、・田順之。前任職、都市整備部建築課長。

教育委員会事務局指導室長、松岡敬明。前任職、東京都立城北養護学校(東京都渋谷区教育委員会派遣指導主事)。

教育委員会事務局副参事(財団法人杉並区スポーツ振興財団派遣)、秋葉正行。前任職、都市整備部まちづくり推進課長。

教育委員会事務局副参事(財団法人杉並区スポーツ振興財団派遣)、五十嵐宏之。前任職、政策経営部企画課企画調整担当係長。

杉並区立科学館長、済美教育研究所長については再任です。

杉並区立郷土博物館長(嘱託員)、藤本培。前任職、保健福祉部長。

提案理由、教育委員会幹部職員及び教育機関の長について、人事異動により新たに任命する必要がある。

その他に履歴書を付けています。私からは以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大蔵委員 いちばん最後の藤本さんですが、他の方は館長、所長みんな再任ですが、この方だけが再雇用になっているのは年齢のせいですか。

庶務課長 この方は、来年が通常でいく定年退職になるわけですが、1年前の今回お辞めになり、辞めた後初めての職場ということですので、それで再雇用というような表記をしています。

事務局次長 すると、新任と再任という言い方で言うと再任ということですね。

委員長 そうですね。

事務局次長 ここでは、横並びで対比してということです。そういう意味では再雇用ですね。

教育長 元職員の方には再雇用制度があって、その雇用制度に則って非常勤職として雇用するという意味ですね。

事務局次長 前の2人もそうです。

大蔵委員 そういう意味では同じですね。再雇用ですね。しかし、前の2人が所長として再任ならば、この方は新任というわけです。

委員長 ほかにはよろしいですか。

大蔵委員 もう1つ聞いていいですか。今度指導室長になられる松岡さんは、元々の担当科目は何ですか。

指導室長 英語です。

委員長 それではよろしいでしょうか。

議案第18号につきましては、原案どおりでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、議案第18号は原案どおり可決いたします。

続いて報告事項の聴取に入りまして、「区立小・中学校校長・教頭等の人事異動について」指導室長からご説明をお願いいたします。

指導室長 教員関係の人事異動についてご説明いたします。何分人数が多いもので、1人ひとりの名称等については省略したいと存じます。概要のみお話し申し上げたいと思います。

まず小学校の校長については、今回11名が異動対象です。内容は3名が退職です。新しく外からくる校長が3名います。昇任で新たに校長になるという対象者が3名います。桃五の校長になる19番の山崎校長は、現在杉並第六小学校の教頭を務めています。25番の高井戸第二小学校、津吹現杉並第一小学校教頭ですけど、こちらのほうも昇任ということで4月1日校長の発令が出ます。新泉小学校の滝瀬現桃井第三小学校教頭ですけど、こちらと同じく校長昇任となりました。

中学校のほうですけど、異動対象者は3名ということで、21番、和田中学校に藤原和博さんが杉並区教育委員会の参与という立場から校長ということで配置が決まりました。

済美養護学校ですけど、校長が異動ということになり、新たに都立矢口養護から中村和子校長が昇任ということになります。

退職の校長は、小学校は桃井第二小学校の黒川校長、新泉小学校の井上校長。久我山小学校の光田校長退職で3名退職です。中学校のほうに退職者はいません。

教頭のほうに入ります。教頭の異動対象者は 17 名ということです。一応 3 年を過ぎた教頭は、異動の対象者にするという規定の方針もありましたので、今回 3 年目を迎えた、または 3 年目を過ぎた教頭に対しては異動対象にしたということです。小学校は外からの転入者が 5 名、新たに教頭ということで昇任になった者が 1 名います。

中学校は、教頭の異動対象者は、関係者は 5 人と、外からの転入者が 3 人、内から動いた者が 2 人ということです。

教頭の退職者は小学校、杉並第三小学校の 1 名、中学校 1 名です。

昇任者は 3 名ですけど、その他外転で昇任になる教頭が小学校で 1 名と中学校で 1 名です。小・中学校は以上です。

幼稚園の教頭は、退職者が 1 名います。高円寺北幼稚園の高橋教頭が教頭として退職です。あと先ほど報告いたしました、久我山小学校の光田校長が園長を兼ねていましたが退職ということです。園長兼務の所に新たな校長が入ということになります。方南幼稚園の教頭は高円寺北幼稚園の教頭ということで、新たにそこでお仕事していただくことになります。校長、教頭等については以上です。

2 枚目ですが、今回の一般教諭の異動の総数は、小学校が 130 名です。そのうち区内転、要するに杉並の A 小学校から B 小学校に移ったというのを内転と申しますけれども、それが 130 名中 50 名、大体 38% が杉並区内を動いた人数で、あと 80 名は外から杉並に入ってくるという人数です。

中学校は 52 名が異動対象者でした。それで、区内転が 10 名です。比率からすると 19% ということです。その他 42 名が外から来るというような異動の状況でした。

この異動の関係で、やはり今年度の顕著な事例としましては、異動年限を迎える人たちが一度に 1 校から重なってしまっということや、諸事情等もあって 1 校 10 名以上の異動対象者が出たというような学校もありました。努めて学校経営上、人事の一新も必要ですけど、かなり大幅な異動というのはやはり考えていかななくてはいけない。これもやはり人事管理上、校長はその辺の所を見定めて構成していかななくてはいけないという考えを持ったところです。また指導に当たりたいと思っています。

指導主事の中のほうですが、今回時期的にちょうど 3 年目を迎える異動者が出るという状況になっていまして、私自身が豊島区立第十中学校という所に転出ということになります。それで後任は松岡敬明、現在渋谷区の教育委員会の専任指導主事です。教科は英語です。

専任指導主事の高田弘文は、教職員研修センターの研修部という所がありまして、今度は統括ということで指導主事全体をまとめる立場の指導主事になり、経営研修担当ということです。こ

ちらは教頭と校長の研修と、それから、指導力不足の教員対象の研修等もここに含んでいます。

船尾指導主事は板橋のほうで教頭をやっていました。教頭から指導主事を受けるという制度もありまして、彼も指導主事を一定年やりましたので一応時期かということで、今度は文京区立千駄木小学校の教頭と。いったんまた教頭に戻って、校長の任用前研修を1年受けて、それから面接、審査等を受けて校長と。制度的にはこれでいいのかとちょっと首をかしげるのですが、東京都はそこを譲らないようです。

池田指導主事は異動対象者ということで、府中市立教育委員会のほうの指導主事として出ることになりました。

坂田指導主事は現在1年目ですので当然いることになります。今年度、指導主事は4人体制です。

その後任として油井指導主事、これは足立区のほうからまいります。足立区で指導主事を経験してきますので、大変力のある指導主事であると聞いています。

清水指導主事。日野のほうで指導主事を経験していると聞いています。

樋口晋教諭は、今度新たに指導主事ということで行政に来る人です。

いちばん最後の黒澤義和教諭は、以前四宮の教頭でした。大変力があり、学校としては抜かれると傾いてしまうので痛いのだとのことでした。指導内容的には全員若手の指導主事ということで、力のある人材が揃ったのかというふうに考えています。

委員長 はい。ありがとうございました。ではご質問、ご意見をどうぞ。

大蔵委員 指導室の人事というのはこういうふうに、大体総入れ替えみたいになるのですか。

指導室長 通常は総入れ替えというのは少ないですね。ただ、条件的にはやはり総入れ替えという所もありますね。

大蔵委員 原則として指導室は、区内から登用せずによそから来るということですか。

指導室長 いま指導主事の人事は、区の職員課の人事ではないのですね。東京都の総務課のほうの、人事計画課のほうの担当になっていますので、区内のほうから転用するとか任用するということはないですね。

大蔵委員 さっきの船尾さんですけど、教頭で来てまた教頭というのは、昇格からするとちょっと損をしたということになりますね。

指導室長 そうですね。途中から制度も変わったということで、研修体制的な制度、任用前研修を受けないということもありますので、ちょっと不都合な研修体制かと。こういう方々にとっては何か特別にあってもいいのかとは存じますが。

大蔵委員 さっきの1校でたくさん重なるのは避けようとしているけども、とにかく四宮小学校が

すごく多いですね。四宮小学校の先生は、大体何人いるのですか。これで数えると10何人新しくなるでしょうね。

指導室長 4割ぐらいの異動だったかと思います。

大蔵委員 12人動くのですよね。4割ぐらい、もっと多いのではないですか。

指導室長 四宮は浜田山の半分ぐらいの大きさです。

大蔵委員 ああ、そうですか。30人ぐらい先生がいるということですね。

指導室長 はい。

教育長 それにしても多いですね。

大蔵委員 多いですね。一遍に12人と。びっくりしますね。

指導室長 半分は異動年限を迎えて、異動をしないではいけないという方なのです。

大蔵委員 もうその期限が切れるというのですか。

教育長 もっと早く動くことを望んでいればもっと早めに出たかもしれないのですね。

指導室長 そうですね。

教育長 だから、満期いっぱい、10年間ですか。

指導室長 そうですね。8年、10年ですね。

教育長 8年、10年とね。望ましいことではないですね。

大蔵委員 そうですね。やはり勧告して、少し早めに動いてもらったほうがいいでしょうね。

教育長 いまの都の人事は、教員の希望というのにかなり重きをおきますので。

大蔵委員 ああ、そうですか。変わらないというような。

教育長 でも、7年も8年もいて「学校の都合もあるからお前もそろそろ出てくれよ」と言うのが大変難しいようですね。

指導室長 来年は異動要綱を変えると。この5月に異動要綱を新たに発表する予定であると、都が言っていますので、そうなると3年対象以上の者は一応異動対象者であるので伝えたいと。上限についても短くなるとの話もありますが、要綱はまた改正の後ご説明という予定になると思います。

教育長 大蔵委員がおっしゃるように、都の人事に区の意思というのが、必ずしも最終的な意思決定に及ぼす影響力というのが自ずから限界があります。都のほうの仕切りで8年、10年という一般原則でやってしまうのです。

例えば吹奏楽なんかでいい指揮者がいて、10年いると。あと2、3年おいて後継者に来てもらってからと思っても、「10年ポッキリはもうギリギリですよと、もう有無は言わせません」という人事になってしまいます。また、早めにやろうとすると今度は教員自身が、「規定ではまだ10年

いられるはずなのだから動きたくない」とすると、その希望はかなりかなえられるという人事になるわけですね。区的意思是必ずしも反映できていないので、部長会、教育長会でもそうなのですが、人事権をもう少し区のほうによこさないと困るという話はしています。

大蔵委員 そういう音楽とかスポーツ、運動みたいのが、先生が異動する場合によってはその学校自体全部活動がなくなってしまうのですね。

宮坂委員 困るみたいですね。

教育長 具体的に、ある中学校の野球部の先生が今度異動になってしまうので、何とか後任に野球をできる先生をお願いしたいとか、あるいは留任させてもらえないかという話は生きているのですが、現実にはかなわないことなのです。ただそういう要望は、指導室長を通じて都のほうに多少伝えて聞いてもらえるかという程度ですね。

大蔵委員 済美養護は8人ですけど、印象としては、学校の性格からすると8人一度にというのはやはり多いのではないですか。

指導室長 そうですね。ここは私どもも区立の養護学校という立場と、都立の養護学校という立場で、人事の異動の関係がかなり直結していない状況があるのですね。都立は都立だけで人事を動かして、ちょうどその合間で区立のほうの人事と、担当者が違うものですから、その辺は是正してもらおうよということ、この近年大分よくなってきたのですが、そういう意味では若干新規採用者がこの学校に入ることが少し多かったです。現在は大分違ってはいますが、そういう意味で、ちょうど異動年限を迎えたということが多くなったことが、この現象になっていると思います。

大蔵委員 今度、校長も変わるわけでしょう。あそこはやはり子どもが顔を覚えるまでにちょっと時間がかかりますので。

指導室長 そうですね。

教育長 同感ですね。区立の養護学校は杉並しかないわけですけど、そういう意味で、どうも都のご都合でということが若干あるようですね。私も機会があれば、いまのお話を伝えたいと思います。

大蔵委員 私は割合にあそこへ行っているものですから、そういう感じがします。

教育長 はい。わかります。

大蔵委員 やっと少しの子どもが私の顔を覚えていると、そういうところですね。

教育長 子どもはそういうものでなければ。特に養護の子はそうですね。

委員長 他にご質問、ご意見はありませんか。

宮坂委員 これを見ると、済美は転入が5名ですね。それから、転出が8名となっているのですか。

教育長 一般教員の所ですか。

宮坂委員 転入が5名ということは、3名少なくなるということではないですか。

指導室長 そうではないのです。新規採用者を採用しながら、そこにはめなければいけないという現象があるものですから。今回の場合すべてが4月1日までということではなく、これはまだ流動的なものですから、一応そういうご理解であればいいと思います。

教育長 この中には新規採用者は入っていないですね。

指導室長 入っていません。

大蔵委員 この異動は、今年が多いほうですか、去年もこんなにありましたか。今年のほうが多いのではないですか。去年も100人ぐらいですか。

指導室長 大体、似たり寄ったりですね。

大蔵委員 そうですか。

指導室長 大分少なくなってきたほうだと思いますけど。

教育長 まえ指導室長が言っていたけど、杉並から出たい人よりも杉並に来たい人が多いとか、そういうのですか。

指導室長 そうですね。率的には3桁です。例えば転入は小学校で120台で、出たい人は大体30というような状態です。これは大体この杉並の特長を表わしています。

ただ、それは数としてでして、実際に本格的な異動となりますと、都はその比率に合わせて按配よく配分はしてくれません。

委員長 なるほど。

指導室長 自区内で異動というような状況を確認できるようになれば、杉並にとってはよい人材が集まるのかと考えますけど。

委員長 他区の状況があるのですか。それはそうでしょうね。全体で、都としての器があるのですから、当然のことですね。

指導室長 新規採用者というところの状況から見まして、うちは24、5名だと考えます。50万都市の中では学校が多いほうですから。

委員長 ではよろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは予定されていた案件はすべて終了いたしました。指導室長から追加して報告事項がありますので、お願いいたします。

指導室長 先般3月18日に高井戸第二小学校の校長、教諭に対して都教委の行政処分が出ましたので、口頭で報告したいと存じます。

校長に対しては文書による訓告ということになりました。こちらのほうは杉並区教育委員会の

ほうでやってほしいということになっています。それから、教諭4人は戒告ということで、一応都のほうから4人とも処分を受けたということです。内容的には以上です。

それにもなって、戒告以上となりますと、都のほうで職務事項研修ということで4回ほど研修をやりまして、その研修報告内容等を見て、最終的にこの処分は解かれていくということになるかと言えます。以上です。

委員長 ではご質問等がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。ご意見がないようでしたらこれで臨時会は閉会といたします。どうもありがとうございました。